

従業員数 50 人未満
の事業者の皆様へ

令和7年度版

従業員の健康管理・健康づくりに 地域産業保健センターをご利用下さい

職員の健診結果を
そのままにして
いませんか…?



健診結果が届いたら
ステップ1.2.3へ…

スタート

♪ ステップ1

医師の意見聴取を申し込みます

ご利用は
全て無料です

事業者の義務

事業者は、健康診断の結果、異常所見があつた労働者の、健康を保持するために、医師から意見を聴く必要があります。その意見を踏まえ労働者に対して適切な措置を行ってください。

<措置の例>

- ・就業区分(通常勤務、就業制限、要休業)
- ・内容は、労働時間の短縮、作業の転換、就業場所の変更
深夜業の回数の減少、保健指導などです。

※健診後、3か月以内に毎年行う必要があります(労働安全衛生法)

♪ ステップ2

健康相談を利用します

♪労働者のところからだの健康管理は大丈夫ですか？
担当者に健診データを改善するポイントなど健康管理の情報をお伝えします!!

♪ 健診結果や職場環境に
応じた改善の取り組みを
一緒に考えませんか!!

♪自分にあつた生活習慣を
手に☆入れるチャンスです!!

♪ ステップ3

事業場訪問を利用します

♪保健師・労働衛生工学専門員が職場を訪問し、職員の健康管理、作業環境管理の助言を行います。また、個別に健診結果に基づき保健指導も行います。希望により健康講話も

必要時

面接指導を

長時間労働者やストレスチェックの結果、高ストレスと判定された労働者に対し、医師が面接を行います。

新発田地域産業保健センター

〒957-8577 新発田市本町4丁目16-83 (下越総合健康開発センター内)

電話 0254-23-8366 問合せ：月～金曜日 13:00～16:00

ホームページ [新潟産業保健](#) [検索](#) [裏面参照](#)

対象地域

新発田市・
聖籠町・胎内市
阿賀野市・
村上市・関川村

新発田地域産業保健センターへの申込・ご利用のながれ

問合せ

- ① ご利用にあたっては、事前にお問い合わせください。
月～金曜日(祝日を除く)13時から16時まで
電話 0254-23-8366

申込

② 利用申込書の作成・提出

- ー 利用申込書用紙のダウンロードはこちらのホームページから ー
「新潟産業保健」で [キーワード検索](#)
(または <https://www.niigatas.johas.go.jp>)

独立行政法人独立行政法人 労働者健康安全機構
新潟産業保健総合支援センター



相談のご案内 > [地域窓口](#) (地域産業保健センター) > [新発田地域産業保健センター](#)

- ◆ 健康診断結果についての医師の意見聴取を希望する場合
※下記の書類をそろえて提出してください。(窓口へ持参または郵送)

1. 利用申込書 (PDF または Excel シート) に記載
2. 産業医指導証明書 (Word) に記載 (記入例参照)
3. 健康診断結果の写し (有所見者のみ)

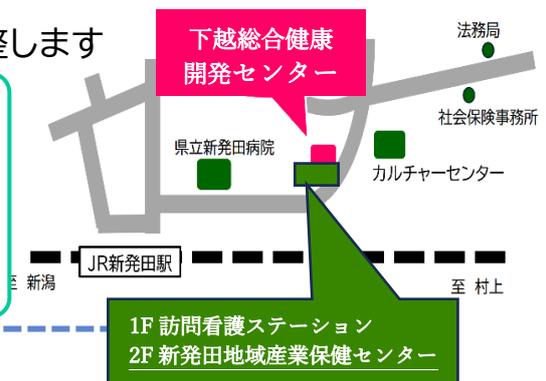
- ◆ なお、利用希望内容に応じて利用申込書のほかに必要書類の提出をお願いしています

調整

③ 面談の日程・場所の調整

以下のうちから事業場に近い場所を調整します

1. 新発田地域産業保健センター
(下越総合健康開発センター内、右図参照)
2. 医療機関
(当センター登録産業医の所属する医療機関)
3. 村上市岩船郡医師会館



面談

④ 面談の実施・書類返却

面接会場にて事業場担当者に
就業判定の結果や指導内容を説明し、書類を返却します

訪問

⑤ 事業場の訪問 (必要時)

希望等に応じて、事業場を訪問し従業員の
健康相談等を行います